



**当院では病院敷地内の**



**全面禁煙を実施しております**

病院利用者 各位

敷地内全面禁煙のお知らせ

たばこが、喫煙者及びその受動喫煙者の健康を害し、肺がんなどを誘発することから、平成 15 年 5 月に健康増進法第 25 条で病院等においては受動喫煙の防止対策を講じるよう義務付けられました。

当院では、患者さんをはじめ皆様の健康をサポートするという病院の社会的使命から、**平成 22 年 4 月 1 日より病院敷地内の全面禁煙**を実施しております。

「病院敷地内」とは、病院建物内をはじめ、駐車場、庭園等の屋外施設を含めた病院の敷地内すべてを示し、患者さんのみならず、そのご家族、お見舞いの方々、来院者、及び病院職員すべての方が対象となりますので、皆さまのご理解、ご協力をお願いします。

平成 22 年 7 月 1 日

中部ろうさい病院